浜田 一義市長の思い

部落差別の問題、大切な問題なので、我々も認識をあらたにし、このような事象があるかぎり、研究、研修で終わるのではなくて、徹底して、私も含めた職員研修をやって行きたい。また、市民の方々の啓発もやっていくことが解決につながっていくと考えています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

「部落差別は許されない」ものであり、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

-法律の内容-

▶目的

・現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進する。

▶基本理念

・部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならない。

▶国・地方公共団体の責務

・部落差別の解消に関する施策を講ずる。
・相談体制の充実を図る。
・教育及び啓発を行う。
・部落差別の実態に係る調査を行う。

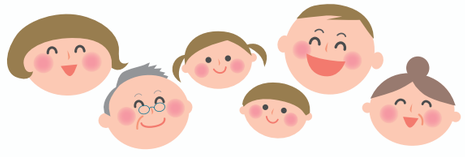

甲田人権会館として

この法律の内容は、部落差別の存在を国が認め、部落差別があるとの認識の下に、これを解消することを定めた理念法です。部落差別の禁止規定や被害者救済規定、差別への罰則規定などはありません。しかし、この法律の施行を機に私たちは、さらに部落差別をはじめ、さまざまな差別が許されないものであるということを改めて認識し、差別のない安心して暮らせる社会を目指していかなくてはなりません。

2017 年度、人権尊重の思想を広く市民に普及啓発、あらゆる差別のない社会を築き、市民の福祉の向上や人権啓発の地域住民の交流を図る拠点として講演会や講座の開催等、住民のみなさんと寄り添った事業【隣保事業】を展開していきます。

◎同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

安芸高田市議会　３月定例会　一般質問

トピックス -TOPICS-

差別のない社会の実現に向けて

金行　哲昭 議員

平成 28 年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。基本的人権が保障され差別のない社会を実現するための施策について伺う。

浜田　一義 市長　答弁

ご存知のとおり、平成 28 年 12 月 16 日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この背景には、インターネットを通じた、部落差別を助長した事例や、人権侵害が生起し、国の機関において、その都度、「削除要請」に対応していますが、削除されてもまた新たな形で、ネット上に掲載されるという状況もあります。大変対応に苦慮しているところです。

この法律は、今も「部落差別が現存する」ことを明確にし、国と地方公共団体の責務を定めた恒久法となっています。この法律は、あくまで理念法であり、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について定めてありますが、各自治体の主体性が問われています。

本市では、「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての人の人権が尊重される市の実現をめざし、部落問題をはじめとして、市民への相談事業、啓発広報活動事業等、人権課題の解決のため、各種施策を実施してまいりました。しかし、未だに、部落差別をはじめ、高齢者、子どもへの虐待、男女差別、いじめなど、基本的人権が保障されていない現実があります。

この現実を踏まえ、行政の責務として、「条例」、「部落差別解消推進法」の基本理念に基づいて、人権に関わるあらゆる問題解決につなげ、主体的に人権啓発事業を進めてまいります。また、これまで以上に、国、県の関係機関との連携はもちろん、人権擁護委員組織をはじめ、各種人権団体と、より連携をはかりながら、「差別のある限り」「人権を基底にすえ」職員研修をはじめ、市民への啓発事業に取り組むことが、本市の「まちづくり」に重要な施策と考えています。

永井　初男 教育長　答弁

市全体の受け止め、また今後の方向性につきましては、先ほど市長から答弁があったとおりです。

教育委員会におきましては、現在、国が定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、広島県及び広島県教育委員会等の啓発指針あるいは、広島県人権推進プラン等にもとづき、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消にむけ、国民一人ひとりの基本的人権が真に尊重される社会の構築をめざし、学校教育、社会教育双方の立場におきまして、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、学校教育におきましては、それぞれの発達段階において、人権尊重の理念を正しく理解し、その精神の涵養を図るとともに、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動にあらわれる様な人権感覚を育成することを指導しているところでございます。

社会教育におきましては、子どもの人権を守ることに特化し、家庭教育における人権教育を推進し、高齢者大学やＰＴＡ活動の場におきまして、関連講座の実施を進めているところでございます。

また近年は、より効果的な取り組みを推進するため、参加体験型学習の導入に向けて、広島県教育委員会豊かな心育成課と連携を図りながら、取り組みをすすめているところでございます。